

事務事業名		固定資産税(家屋)の賦課事務		<input type="checkbox"/> 実施計画登載事業 <input type="checkbox"/> 総合戦略登載事業	
政策体系	政策名	017 自立した行政経営の確立		事業期間	
	施策名	311 健全な財政運営の推進			
	基本事業名	011 自主財源の確保と公有財産等の適正管理		<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始 昭和25 年度～)	
根拠法令		地方税法		期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入	
所 属		部課名 総務部税務課 課長名 安田由紀男 係 名 資産税係 電話 27-3111 担当者 澤田智史 内線 155			
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)				全体計画(※期間限定複数年度のみ)	
固定資産税賦課期日(毎年1月1日)現在における課税対象家屋を正確に把握し、適正な評価に基づく固定資産税(家屋)の賦課を行う事務 主な業務は以下のとおり 毎月 ①法務局からの登記済通知書、未登録家屋所有権移転申告書及び取毀届の各種通知書等を受理、 ②各種通知書及び現況調査により異動家屋を把握、③現地確認、④異動内容を電算入力、 ⑤配置図、現況図及び家屋集成図の加除修正、⑥異動内容を家屋台帳に記載 年内 ①建築確認申請、登記済通知書及び現況調査により新築・増築・取毀等家屋を把握、②家屋調査、 ③調査家屋を評価計算及び電算入力、④結果を配置図、現況図、家屋集成図及び家屋台帳に記載 3月 ①電算による賦課計算、②各種帳票を出力及び内容確認、③納税通知書及び課税明細書を袋詰 4月 ①納税通知書を発送、②調定 事業費は人件費のみ				総投入量(千円) 事業内訳 国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計(A) 0 人件費 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計(B) 0 トータルコスト(A)+(B) 0	

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標		⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
① 手段(主な活動)		名称 単位	
前年度実績(前年度に行った主な活動)		ア 異動処理件数 件	
建築確認申請、登記済通知書、未登録家屋所有権移転申告書、取毀届及び現況調査により、家屋異動(権利移転、新増築、滅失)を把握し、固定資産(家屋)評価額の算出及び賦課・調定を行った。平成30年度は東日本大震災に係る特例措置に基づき減免等を行った。		イ 納税通知件数 件	
今年度計画(今年度に計画している主な活動)		ウ 東日本大震災による全額減免件数 件	
前年度と同様			
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
家屋の所有者		名称 単位	
		カ 固定資産税の納税義務者数(家屋) 人	
		キ	
		ク	
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
固定資産税(家屋)の適正な賦課及び調定を行う。		名称 単位	
		サ 固定資産税(家屋) 千円	
		シ 総賦課件数に占める更正の割合 %	
		ス	
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)			
自主財源の確保を図る。			

(2) 総事業費・指標等の推移		年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(目標)	2年度(目標)
投入量	事業内訳	国庫支出金	千円					
		都道府県支出金	千円					
		地方債	千円					
		その他	千円					
		一般財源	千円					
	事業費計(A)		千円	0	0	0	0	0
	人件費	正規職員従事人数	人	5	5	4	3	3
		延べ業務時間	時間	7,560	7,560	5,760	4,860	4,360
		人件費計(B)	千円	30,240	30,240	23,040	19,440	17,440
		トータルコスト(A)+(B)		千円	30,240	30,240	23,040	19,440
⑤ 活動指標		ア	件	5,295	1,976	2,356	1,107	3,000
		イ	件	11,762	12,007	12,206	12,318	12,400
		ウ	件	71	66	50	47	
⑥ 対象指標		カ	人	12,653	12,871	13,052	13,157	13,100
		キ						
		ク						
⑦ 成果指標		サ	千円	769,831	814,042	845,312	841,291	850,000
		シ	%	0.76	0.64	0.75	0.88	1.00
		ス						

事務事業ID	0036	事務事業名	固定資産税(家屋)の賦課事務
--------	------	-------	----------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等	
① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？	昭和25年に地方税法が制定されたことによる。
② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？	課税情報の公開の促進等を背景に、固定資産税制度や資産評価に対する納税者の関心が高まっており、適正な事務執行や丁寧な説明が求められている。また、東日本大震災の発生に伴い、各種の特例措置が創設されており、被災者の負担軽減を図るため、適正・迅速な対応が必要になっている。
③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？	議会からは、適正・公平な賦課と安定的な税収の確保が求められている。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ⇒【理由】 適正課税により、自主財源の確保に結びつく。 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【理由】 地方税法の規定に基づく市の固有事務である。 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？
	③ 対象・意図の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 適切である ⇒【理由】 地方税法及び大船渡市税条例に規定がある。 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？
有効性 評価	④ 成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】 <input type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】 更正の割合を減少させるために、未登録家屋所有権移転申告書や取毀届の提出の周知については、市の広報へ掲載したり、家屋調査時に指導したりする等、可能な限り実施しているが、未登録家屋所有権移転申告書や取毀届が速やかに且つ漏れなく提出された場合は、更正(誤課税)が減少することから、成果の向上が期待できる。 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】 地方税法及び大船渡市税条例の規定に違反するとともに、自主財源の確保ができなくなる。 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 <input type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 事業費を計上していないので、この欄は該当なし。 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 現状の成果は、新增築家屋の調査(評価)、登記済通知書、未登録家屋所有権移転申告書、取毀届による家屋異動の正確な把握や市内全域の現況調査であり、電算入力時の誤入力を防ぐチェック体制も必要であることから、現状の人員が最小限であり、業務時間を削減する余地はない。 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】 地方税法及び大船渡市税条例の規定に基づく事務であり、公平・公正である。 事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性	(2) 改革・改善による期待成果																				
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) → ③ 終了・廃止・休止	左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要) <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td></td> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td>向上</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>		コスト				削減	維持	増加	向上		●		維持			×	低下		×	×
	コスト																				
	削減	維持	増加																		
向上		●																			
維持			×																		
低下		×	×																		
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等																					
更正割合を減少させるために、未登録家屋所有権移転申告書や取毀届の提出について、さらなる周知が必要であり、市の広報への掲載や、家屋調査時での指導等、あらゆる機会を捉えて周知を図る。また、職員間での情報共有はもちろん、地域振興センター県税室に対しても、届出の周知について協力を求めるなど、関係機関へも積極的に働きかけていく。																					

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止	更正割合を出来るだけ少なくし、公平性を確保するため広報での周知を図るとともに、土地現況調査時の把握や職員等からの情報提供、その他の適切な手段を講じる必要がある。今後の方向性としては、現状どおり継続して事業を実施する。